

【別添5】農業委員会サポートシステムへの移行に関するスケジュールについて

令和 4 年 1 月
(一社)全国農業会議所

1. データ移行に向けたスケジュール（変更前）

	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月
データ移行のスケジュール			<p>2月18日夜間時点データを抽出</p> <p>2月18日～28日 データ移行期間</p> <p>（うち、2月18日夜間～22日： システムへのログイン不可期間）</p>	<p>3月1日～31日 仮運用期間</p> <p>（農地情報公開システム並行稼働期間）</p> <p>現行の農地情報公開システムは3月31日まで利用可能</p>
農業委員会に実施いただくこと・注意点	<p>令和3年12月～令和4年2月18日 データ移行準備・市町村内調整 疑問点・懸念点がある農業委員会等は令和4年1月17日（月）までに全国農業会議所に別添4を提出すること</p>		<p>システムへのログイン不可</p>	<p>2月23日～3月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地情報公開システム（現行システム） ログイン・台帳の閲覧・帳票出力は可能。更新作業も可能だが、2月23日～3月31日に入力・更新したデータについてはサポートシステムに反映されない。 ○農業委員会サポートシステム（新システム） 3月1日からの仮運用期間から、入力・更新が可能。

2. データ移行に向けたスケジュール (変更後)

※赤字が追記・
変更点

	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月
データ移行のスケジュール			<p>2月18日夜間時点データを抽出して2月28日までの移行期間で順次移行を実施する。</p> <p>2月18日～28日 第1次データ移行期間 (うち、2月18日夜間～20日 : システムへのログイン不可期間)</p> <p>2月23日までログイン不可能としていたが、21日から利用可能に変更。</p>	<p>3月1日～31日 仮運用期間</p> <p>(農地情報公開システム並行稼働期間)</p> <p>現行の農地情報公開システムは3月31日まで利用可能</p> <p>第2次移行期間</p>
農業委員会に実施いただくこと・注意点	<p>○令和3年12月～令和4年2月18日 データ移行準備・市町村内調整</p> <p>○データ移行に向けた確認事項である【別添2】【別添3】を2月10日(木)まで農地情報公開システム事務局に提出。</p> <p>○2月18日のデータ移行が間に合わない農業委員会は引き続き調整。</p>		<p>システムへのログイン不可</p> <p>2月21日～3月31日</p> <p>○農地情報公開システム(現行システム) ログイン・台帳の閲覧・帳票出力は可能。更新作業も可能だが、2月21日～3月31日に入力・更新したデータについては農業委員会サポートシステムに反映されないため、同期間に更新作業がある場合は、3月1日以降、CSV一括更新機能を活用して農業委員会サポートシステムのデータ更新をする必要がある。</p> <p>○農業委員会サポートシステム(新システム) 3月1日からの仮運用期間から、入力・更新が可能。</p>	

7. データ移行スケジュール（まとめ）

○～令和4年2月4日：データ移行について疑義等のある農業委員会等との個別調整期間
個別調整後、2月4日までに農業委員会サポートシステムへのデータ移行に関する了承等が得られていない・調整中の農業委員会は2月18日からの移行の対象外とする。
該当農業委員会が3月中にデータ移行を行えるよう調整。

○令和4年2月18日夜間～28日：データ移行期間
（2月18日更新分までが農業委員会サポートシステムへ移行される）

農地情報公開システムは令和4年2月21日（月）から利用可能。

データ移行期間でも現行の農地情報公開システムについては、閲覧・参照、帳票出力可能。

各農業委員会等利用システムにおいては、データ更新作業も可能であるが、この期間に更新したものは移行データに反映されない。

※データ移行期間の差分入力方法については【別添1】P10～12参照

○令和4年3月1日～3月31日：農業委員会サポートシステム仮運用期間

農業委員会サポートシステム（新システム）への入力・更新が可能となる。

現行の農地情報公開システムも並行稼働しているが、入力・更新内容はサポートシステムに反映されない。

2月18日のデータ移行に間に合わなかった農業委員会はこの期間に移行作業を行う。

○令和4年4月1日～：農業委員会サポートシステム本運用開始

再アップロードも同時に可能となる。

農地情報公開システム稼働停止。